

定款変更（案）

現在	変更後
	<p>(招集)</p> <p>第29条4 理事会は、毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上開催されなければならない。</p>
<p>(実行委員会)</p> <p>第33条3 実行委員は、正会員からの推薦及び学会員からの自薦に基づき、センター長が選出し理事会で承認する。</p> <p>4 センター長は、実行委員の中から実行委員長及び実行副委員長を任命する。</p>	<p>(実行委員会)</p> <p>第33条3 実行委員は、会員の中から実行委員会の推薦に基づき、センター長が選出し理事会で承認する。</p> <p>4 センター長は、実行委員の中から実行委員長を任命し、実行委員長は実行副委員長を選任することができる。</p>
<p>(学術協議会)</p> <p>第34条2 学術協議会は、学会員で構成される。</p> <p>3 センター長は、学会員の中から学術協議会主査を任命し、学術協議会主査は学会員の中から学術協議会副主査を選任する。</p>	<p>(学術協議会)</p> <p>第34条2 学術協議会会員は、学会員で構成される。。</p> <p>3 センター長は、学術協議会会員の中から学術協議会主査を任命し、学術協議会主査は学術協議会会員の中から学術協議会副主査を選任することができる。</p>
<p>(分科会等)</p> <p>第36条2 分科会等は、会員により構成され、主査は実行委員から選定される。</p>	<p>(分科会等)</p> <p>第36条2 分科会等は会員により構成され、主査は実行委員会により学術協議会会員から選定され、理事会に報告される。</p>